

# ほうじん ななお

## 税に関する絵はがきコンクール



七尾法人会長賞

越路小学校6年生 水本 稔大 さん

# 公益社団法人第3回通常総会 公益目的事業の着実な推進

5月27日、加賀屋において、嶋田七尾税務署長を始め多くの来賓を迎え、公益社団法人七尾法人会第3回通常総会が開催された。会長あいさつの後、【報告事項】平成27年度事業計画及び収支予算について報告、引き続き、【審議事項】平成26年度事業実施報告とそれに伴う収支報告が説明され承認され、満場一致で可決された。総会に引き続き記念講演会を開催。

## 記念講演

慶應義塾大学法学部教授片山善博氏より「地方再生と日本の将来」の演題で記念講演が行われた。（主な内容は次のとおり。）



地方創生とは、地方に元気を出してもらって、地域経済を盛り上げ若者の就職の場を造って行こうという政策である。

こういう政策は、「過疎地域振興対策」、「拠点都市整備」、「地方中核都市構想」など過去半世紀に涉って取組んできており、今に始まったものではない。

今回の地方創生も、全く白紙の状態ではなく、今まで取組んできたことを踏まえて、これからどのように取組んでいくかということである。

本来であれば、自治体も国と一緒にいろいろなことに取組んだ結果、上手く行っていないこともあるのだから、どこに欠陥があったのか、良く点検しなければならない。

地域住民の意見を聞いて、本当に必要なものを施策として予算化する必要があったのに、そんな暇もないままに計画を作って、国に行ってお金をもらってやったから、何かポイントがずれたみたいな施策になってしまったという例が多い。

その原因にちゃんと光を当てて、病気で言えば、それを取り除き、そこを快方に向かわせるようなことをしなければならない。

地元の資本を集め、地元で調達できるものは、地元で調達し、地元の収入となるような対応をして、地域経済の振興につなげていく必要がある。

地方創生は、税金を使って、地元企業を衰退させるような対応をするのではなく、地元の一人一人が地域に貢献すること、地域産業を良くすることを考えて対応する必要がある。



## 平成27年度事業計画 H27.4.1~28.3.31

### 活動の基本方針

申告納税制度の維持、発展に寄与する「健全な納税者の団体」として、税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、「税」を切り口とした様々な活動を引き続き着実に推進する。特に、公益社団法人として、税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業、地域企業の健全な発展に資する事業、地域社会への貢献を目的とする事業を積極的に展開するとともに会員の増加を図り、組織、財政基盤の強化に努める。

### 主な事業計画

#### 1 公益目的事業

- (1) 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業（公益1）
  - イ 新設法人説明会の開催
  - ロ 年末調整説明会の実施
  - ハ 税務講習会・研修会の実施
  - ニ 租税教室の開催及び絵はがきコンクールの実施
  - ホ ホームページ及び広報紙による税情報の発信
  - ヘ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の普及・利用の推進
  - ト 税の啓発用マンガ本の配布と税についての作品表彰
  - チ 税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出
  - リ 租税教育用(TAX PR)下敷を配布
  - ヌ 全国青年の集い
  - ル 全国女性フォーラム
- (2) 地域企業の健全な発展に資する事業（公益2）
  - イ 実務セミナー（商工会議所との連携を含む）の実施
  - ロ 青年部会・女性部会研修視察の実施
- (3) 地域社会への貢献を目的とする事業（公益3）
  - イ 記念講演会の実施

#### 2 収益等目的事業

- (1) 会員の交流、支援、会員増強に資するための事業（その他1）
  - イ 総会、理事会、支部、部会等の会議後の懇談会
  - ロ 部会研修視察懇談会
  - ハ 祈願像の設置
  - ニ その他の交流会
  - ホ 会員の福利厚生等に関する事業

#### 3 その他の事業等

各種会議等

# 新署長着任のごあいさつ



七尾税務署 東 栄一 氏

## 署長プロフィール

(略 歴) 富山税務署 特別国税調査官 (平成19年7月)  
金沢国税局 総務部管轄監理官 (平成21年7月)  
金沢税務署 副署長 (平成23年7月)  
富山税務署 筆頭副署長 (平成25年7月)  
輪島税務署長 (平成26年7月)

公益社団法人七尾法人会会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本年7月の定期人事異動により、七尾税務署長を拝命しました東栄一でございます。前任の嶋田同様、よろしくお願ひ申し上げます。

公益社団法人七尾法人会の役員並びに会員の皆様方には、平素より法人会活動を通じまして、税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と格別のご協力を賜り、本誌をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

私は珠洲市出身で、七尾税務署へは平成6年から2年間、個人課税部門で勤務して以来、約20年ぶりの勤務となります。

久しぶりの七尾税務署管内は、本年春の北陸新幹線金沢開業や越前自動車道七尾氷見道路全線開通など、更に交通網も整備され、前任地の輪島税務署で経験したNHK連続テレビ小説「まれ」効果に引き続き、七尾市を中心とした中能登地方においても人・物の流入が増大しており、当地域経済の活性化への好機であると感じております。そういう時期にこの地で再び勤務できますことを大変光栄に思っております。

公益社団法人七尾法人会におかれましては、申告納税制度の維持・発展に寄与する「健全な納税者の団体」として、特に、公益社団法人として税知識の普及、納税意識の高揚、地域企業の健全な発展並びに地域社会への貢献を柱に、各種研修会や講演会を活発に展開され、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をいただいております。

また、小学生を対象とした租税教室及び税に関する絵はがきコンクールの開催等を通じて、次代を担う児童をはじめ、税に対する正しい認識が国民各層へ浸透するための取組は、非常に有意義なものであり、私ども税務に携わる者として大変心強く感じているところであります。

これもひとえに、小田会長をはじめ歴代の役員、並びに会員の皆様方のご熱意とご尽力の賜物であり、そのご苦勞に対しまして、心から敬意を

表する次第でございます。

私どもといたしましても、引き続き貴会の活動にできる限りのお力添えをさせていただきたいと考えております。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、近年の社会経済情勢の変化に加え、社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入、相続税の基礎控除や税率等の変更に伴う課税ベースの拡大及び消費税率の引上げなどの制度改正により、大きな変革期を迎えております。

このような状況の下、私ども税務行政に携わる者としていたしましては、変化に柔軟に対応した効率的な事務運営に努めるとともに、税務行政の透明性・効率性を確保しつつ、納税者の皆様の利便性の更なる向上や、「適正・公平な課税及び徴収の実現」に向けて、納税者の視点に立った広報、適切かつ丁寧な態度で対応する一方、悪質な納税者には厳正な態度で臨み、「国民から信頼される税務行政」を行って参りたいと考えております。公益社団法人七尾法人会の皆様におかれましては、今後とも「税のよき理解者」として、税務行政全般に対し、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人七尾法人会のますますのご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

## 【七尾税務署幹部職員のご紹介】

平成27年7月10日現在

署長	東 栄一
総務課長	中井 秀一
管理運営部門統括官	山田 爲徳
管理運営・徴収部門統括官	島倉 誠
個人課税第一部門統括官	橋本 久明
個人課税第二部門統括官	八島 敏行
法人課税第一部門統括官	上嶋 豊志
法人課税第二部門統括官	瀧本 和嗣
法人課税第一部門 総括上席国税調査官 (法人会担当)	山本 康弘

# 国・地方とも行財政改革の徹底を

## 平成28年度 税制改正に関する提言

10月8日、徳島県立産業観光交流センターにおいて多数の役員・会員の参加を得て、第32回法人会全国大会が開催され、全国82万会員総意による要望事項が採決され、税制改正の提言が行われた。又、今後この提言内容の実現に向けて、全法連、県連、単位会における運動方法が報告、確認された。

### 《基本的な課題》

#### I. 税・財政改革のあり方

##### 1. 財政健全化に向けて

- (1)財政健全化は歳出、歳入の一般的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。
- (2)消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

##### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

##### 3. 行政改革の徹底

- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した資金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

##### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- (1)軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
- (2)低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。
- (3)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるように、さらに実効性の高い対策を採るべきである。
- (4)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重

要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。



##### 5. マイナンバー制度について

正しく内容を理解しているとは言い難い。国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。

マイナンバー適用に当たっては、個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。社会保障と税、災害対策となっている利用範囲の拡大についても、広範な国民的議論が必要となろう。

##### 6. 今後の税制改革のあり方

経済社会の大きな構造変化や国際的整合性などによりどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していく。

#### II. 経済活性化と中小企業対策

##### 1. 法人実効税率20%台の早期実現

法人実効税率は平成27年度に32.11%に引き下げられ、28年度には31.33%となる。政府はさらに20%台まで引き下げることにしているが、その日程については「数年間で」とするにとどまっている。

アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要があり、「20%台」は早期に実行すべきである。

税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

(1)我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。

(2)代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

##### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

(1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の

適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2)中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例措置の適用期限が平成28年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

### 3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成27年1月から納税猶予制度が改正され、要件緩和や手続きの簡素化など大幅な見直しが行われたが、事業承継を円滑に行うにはまだ不十分であることから、さらに以下の点について見直す必要がある。

(1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

- ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80％）を100％に引き上げる。
- ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
- ③対象会社規模を拡大する。

(2)親族外への事業承継に対する措置の充実

(3)事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

### III. 地方のあり方

「骨太の方針2015」は地方創生の深化について、昨年策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、自治体がそれぞれの地方の特色と強みをいかした「地方版総合戦略」を策定し事業を推進するとしている。

この手法自体に異論はないが、問題は地方版総合戦略が基本理念と実効性を伴う内容になるかどうかにある。そのためには官製ではなく、地元の産業や経済社会の実態に通じた民間の知恵・工夫をいかした戦略をいかに構築するかである。また、この戦略推進に伴って創設される新型交付金も、財政のバラマキにつながらないよう十分に注意が必要である。

地方財政は基礎的財政収支の黒字が続いているうえ、長期債務残高対GDP比も安定的に推移している。その背景には極度に悪化した国の財政から地方交付税などで手厚く財源を保障されているという構造がある。また、地方交付税は地方公務員の高給与や高額な議員報酬を支えている側面もある。

我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根ざした技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必

要がある。

(2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなどして見直すべきである。

### IV. 震災復興

今年は5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

### V. その他

#### 1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減をはかるため、国税と課税基準を同じくする法人事業税、法人の道府県民税、市町村民税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るよう求める。

#### 2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。このため、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていくことが必要である。

### 平成28年度税制改正に関するスローガン

厳しい財政状況を踏まえ、  
国・地方とも行財政改革の徹底を!

中小企業の力強い成長なくして、真の経済再生なし!

法人の実効税率を早期に20%台に引き下げ、  
軽減税率15%本則化の実現を!

中小企業の円滑な事業承継のために、  
欧州並みの本格的な税制の創設を!

〔主な改正事項を掲載しましたので他の事項も含めて実際の適用に当たっては税務署等に相談願います。〕

## 法人税関係

### 1 法人税率の引下げ

法人税の税率が23.9%（現行25.5%）に引き下げられます。併せて、法人事業税所得割の税率の引下げも行われ、これにより法人実効税率は次のとおりとなります。

また、中小法人、公益法人等及び協同組合等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%）の適用期限は、平成29年3月31日まで2年延長されます。

	現行	改正案	
		平成27年4月1日以後 開始事業年度	平成28年4月1日以後 開始事業年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.9%
（参考）大法人向け法人事業税所得割 * 地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	4.8%
（参考）国・地方の法人実効税率 * 標準税率ベース	34.62%	32.11% （▲2.51%）	31.33% （▲3.29%）

**適用時期** 適用時期 平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

### 2 欠損金の繰越控除制度の見直し

#### (1) 欠損金の控除限度額の引下げ

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、段階的に引き下げられます。ただし、中小法人等については、現行の控除限度額（所得金額の100%）が存置されます。

	現行	改正案	
		平成27年4月1日以後 開始事業年度	平成29年4月1日以後 開始事業年度
欠損金の控除限度額	繰越控除前の 所得金額の80%	繰越控除前の 所得金額の65%	繰越控除前の 所得金額の50%

#### (2) 繰越期間の延長

青色欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間が10年（現行9年）に延長されます。これに伴い、欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限及び更正の請求期間が、それぞれ10年（現行9年）に延長されます。

**適用時期** (1)の改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。  
(2)の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

### 3 受取配当等の益金不算入制度の見直し

受取配当等の益金不算入制度について、現行の持株比率の基準及び益金不算入割合が見直され、次のとおりとなります。

（注）持株比率5%超1/3以下の株式等及び持株比率5%以下の株式等については、負債利子がある場合の控除計算（負債利子控除）の対象から除外されます。

現行		改正案	
持株比率	益金不算入割合	持株比率	益金不算入割合
25%未満	50%	5%以下	20%
		5%超1/3以下	50%
25%以上	100%	1/3超	100%

**適用時期** 平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

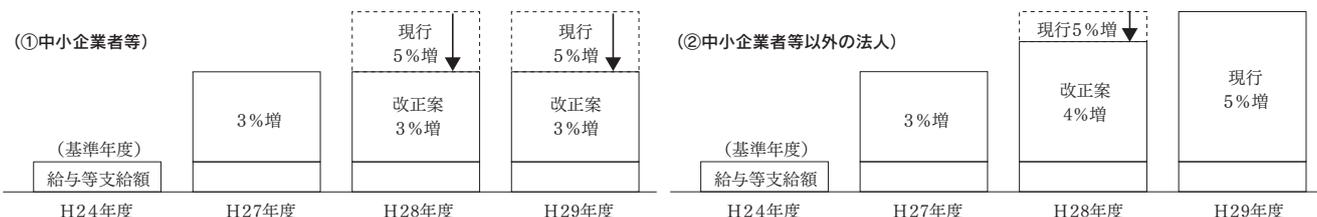
### 4 研究開発税制の見直し

試験研究を行った場合の税額控除制度について、「一般試験研究費」の控除限度額が「法人税額25%」に見直されるとともに、「特別試験研究費」の控除限度額を別枠化（5%）し、控除限度額の総枠が「法人税額の30%」とされました。また、「特別試験研究費」の範囲が拡充されるとともに、税額控除率についても引き上げられます。

**適用時期** 平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

### 5 所得拡大促進税制の見直し

雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度における雇用者給与等支給増加割合の要件について、次の見直しが行われます。



**適用時期** ①の改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。②の改正は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

## マイナンバー制度説明会

8月11日、12日の両日、羽咋、七尾の2会場で「マイナンバー制度」について説明会が開催された。

平成27年は、「マイナンバー元年」。

マイナンバーの運用開始前に会社が準備しなければならないこと、そして、それ以後の会社の実務対応等、マイナンバーの適正な取扱いのポイントについて、七尾税務署法人課税第一部門統括官による説明が行われた。



※企業規模などにより対応が異なることがありますので、具体的な対応については、関与税理士と相談してください。

## 地域社会貢献活動

地域社会貢献活動の一環として、12月1日七尾市租税教育推進協議会、12月9日中能登町租税教育推進協議会、12月19日羽咋郡市租税教育推進協議会に租税教育用（TAX PR）下敷の贈呈式を実施した。



## 新設法人説明会

2月10日、七尾税務署と共催により、新設法人説明会が開催された。

新設法人に対して、七尾法人会は七尾税務署管内の約1,100社が加入する健全な納税者団体であり、正しい税知識の提供や企業の福利厚生制度の充実等に取り組んでいることを説明し、加入の働きかけを行った。



## 税務懇談会

国税庁の定期人事異動により、7月10日付で新しく七尾税務署長に着任された東栄一氏を迎えて、青年部会、女性部会と合同の税務懇談会が8月7日開催された。

東署長からは、適正かつ公平な税務行政を推進していく中で、法人会の役割は大であり、日頃の法人会活動に感謝の意が述べられるとともに、今後においても、絶大な協力を依頼された。



## 青年部会だより

### 租税教室の開催

法人会の社会貢献活動として積極的に取り組んでいる租税教室を天神山小学校、越路小学校及び西北台小学校の6年生を対象に開催した。

税金のある社会と税金の無い社会を比較してもらい、税金の必要性を説明し、理解を求めた。

また、女性部会が本年度から取組んだ「税に関する絵はがきコンクール」への参加を働き掛け、多数の応募を得た。



### 研修視察

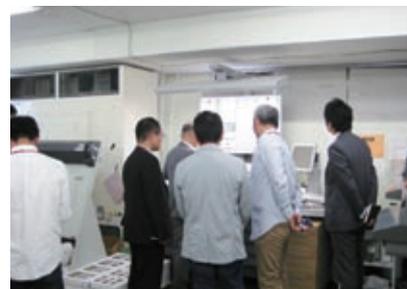
#### 一緒にワクワクしよう！

9月27日から28日、「環境保全とマーケティング」をテーマに株式会社ウィザップを訪問した。

株式会社ウィザップは、経営方針として「すべてのお客様のために」を掲げ、環境保全のための改善施策を推進する事業所で、本年創立70周年を迎える従業員95名の印刷会社である。

訪問に当たり、製造本部長の野崎氏、販促物アドバイザー藤田氏、ホームページアドバイザー海津氏からお話を伺った。

製造本部長からは、メディアの変化で売上が減少することが予想される業界であるが、会社として、得意先の売上を上げる印刷物を作成し、存在価値を高める努力を続けてきたこと、各アドバイザーからは広告物等やホームページの内容により顧客の反応が左右されることをご教示いただいた。



### 青年部会会員募集中！

#### 我々の仲間になりませんか!!

当青年部会では、企業の経営者として、幅広い知識と教養を深めるため、経営、税務等を中心とした研修会、講演会等を開催するほか、会員相互の親睦交流を図ることを目的に活動しています。

#### <会員資格>

七尾法人会員の事業所に勤務する50歳未満の経営者または役員、もしくは役員に準ずる者

#### <年会費>5,000円

<お問合せ> (公社)七尾法人会事務局  
TEL 0767-53-6629

### 新 役 員 名 簿

役 職	氏 名	法 人 名
部 会 長	窪 丈 雄	(有)桃太郎
副 部 会 長	古 永 義 文	(株)古永建設
〃	木 村 静 夫	新日本テックス(株)
〃	明 星 光 紀	シティハウス産業(株)
理 事	中 川 未 来 生	(有)中川保険事務所
〃	正 木 雅 巳	大同生命保険(株)
〃	政 浦 芳 典	第一美装興業(株)
〃	国 分 陽 一	(株)コクブ
〃	永 野 睦 夫	ながの電機(株)
〃	坂 井 繁	羽昨生コンクリート工業(株)
〃	小 倉 一 朗	小倉造園(株)
〃	坂 室 幸 志	坂室電機(株)
〃	谷 内 博 之	(株)ロッキー
〃	酒 道 克 博	(有)シドウテックス
〃	森 本 陽 介	(有)森本金網製作所

## 女性部会だより

### 創立20周年記念講演会

平成7年6月、県内初の女性部会として誕生した七尾法人会女性部会は、本年創立20周年を迎えた。

創立20周年を記念し、株式会社office・CanDo代表取締役社長 宮永満祐美氏を講師に招き、「感覚脳と言語脳～楽しい脳の使い方～」と題し、講演会を開催した。

講演会では、コミュニケーション・ギャップは、五感の得意不得意からおきることや、感覚の得意不得意をコミュニケーションにどう活かすかなどについて、会員相互がゲーム形式で学ぶことができ、意義のある21年目へのスタートをきることができた。



### 租税教室及び絵はがきコンクールの実施

法人会の社会貢献活動として積極的に取り組んでいる租税教室を鳥屋小学校の6年生を対象に開催した。税金のある社会と税金の無い社会を比較してもらい、税金の必要性を説明し、理解を求めた。本年度から取組んだ「税に関する絵はがきコンクール」への参加を働き掛け、多数の応募を得た。

青年部会の協力を得て取組んだ「税に関する絵はがきコンクール」には、多数の応募があり、その中から優秀と認められた30作品について表彰した。※ 優秀作品は、表紙に掲載（平成26年度応募作品）



### 研修視察

平成27年6月9日から10日、「今のニーズをどう捉えるか！地域独自の文化・産業を顧みて」をテーマに、①歴史ある“越中の薬”と②伝統と匠の郷“古川”から、自社の成育と地域貢献などへの新しい糸口を見出すべく研修視察を実施した。

最初の視察先「リードケミカル株式会社（富山市:医薬品の製造販売）」は、世界的に高齢化や生活習慣病があらゆる分野で社会問題となる中、医薬品の業界でも関心が高まっている“貼る治療薬”の研究等に取組んでいる企業である。特に注目すべきは、1960年代、素足で水田に入っていた農家の人たちが農薬散布後、中毒症状になる事件が発生し、その原因は、『農薬が皮膚から吸収されていたためである。』という事実をきっかけとして「経皮吸収」の医薬品への応用を目指して研究を開始したとのこと。

私たちにしてみれば何気なく見過ごしてしまう事実を着眼点として研究し続け、日本初の経皮吸収技術を用いた貼付剤である非ステロイド性鎮痛消炎剤「アドフィード（現在：アドフィードパップ40mg）」を市場に送り出した事業所である。工場内の従業員からも、長年培われてきた企業理念が備わっているような勤務姿勢が伺われ、活気にあふれていた。

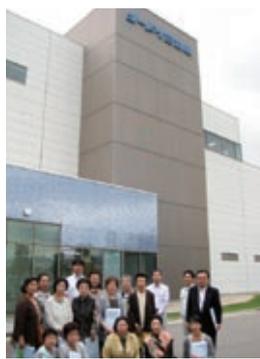
講話と鎮痛剤の匂いあふれる工場見学を通して、永い伝統のなかで生まれた新しい製剤技術に向けた視点の

在り方を知らされ、同時に未来への挑戦を続けている企業活動を体感でき、参加者全員が自らの企業経営での心と身体のコリをほぐす研修視察となった。

次に、伝統と匠の郷“古川”では、地元ボランティアの案内で町並み探訪を行い、地域住民総力で独自の文化・産業を根付かせ、お堀に鯉を活かし、訪れた老若男女が古川への恋心が芽生える郷創りを感じさせられた。

### 新 役 員 名 簿

役 職	氏 名	法 人 名
部 会 長	多 田 佐永子	(有)白崎シーサイドホテル
副 部 会 長	今 村 禮 子	今村石油(株)
〃	塚 本 良 美	(株)千里浜サンド
〃	多 田 則 子	(有)美湾荘
理 事	播 摩 広 子	(株)播摩建設
〃	井 田 茂 美	井田鋼材(株)
〃	坂 井 美重子	坂井電機(株)
〃	久 保 房 子	(株)八幡
〃	井 村 邦 子	(株)橋詰商店
〃	高 山 美智子	(有)高山測量設計事務所
〃	藤 井 あさ子	(有)フジイ



## 『税を考える週間』 “税の役割と税務署の仕事” 《11月11日(火)～11月17日(月)》

国税庁では、毎年11月11日から11月17日までを「税を考える週間」と定め、各種の広報・広聴活動を行っております。

今年、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組や国税庁のIT・国際化に対する諸施策について紹介します。

### おめでとうございます

この度、永年の法人会活動等の御功績に対し表彰が授与されました。



財務大臣表彰

小田 孝信氏



税務署長表彰

長岩 廣明氏



税務署長表彰

向瀬東二郎氏

## 七尾税務署管内の主な行事

行 事 名	日 時	会 場
小中学生の税に関する作品展	11月11日(水)～11月17日(火)	七尾パトリア・コスモアイル羽咋・志賀町文化ホール・アスク・宝達志水町役場・宝達志水町民センターアステラス、中能登町道の駅
納税表彰式	11月19日(木) 15:00～	フォーラム七尾

## 年末調整説明会

正しい事務処理を行うためにも、源泉徴収義務者の方々は是非ご出席ください。

なお、説明会の前までに関係用紙を送付することとしていますので、事前に送付した用紙を必ずお持ちください。

月 日	時 間	会 場	会 場
11月17日(火)	13:30～15:30	羽咋すこやかセンター (旧羽咋文化会館)	羽咋市・志賀町 宝達志水町
11月19日(木)	10:00～12:00	七尾サンライフプラザ	七尾市・中能登町 志賀町
	13:30～15:30		

\* お問い合わせ先 七尾税務署 法人課税第1部門 (☎0767-52-9338)

\* 開催会場では、駐車台数に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

《石川県・各市町からのお知らせ》

### 個人住民税の特別徴収のお知らせ

事業主のみなさまへ

**従業員の個人住民税は、事業主の特別徴収が法律で義務づけられています!**

～個人住民税の特別徴収とは～

所得税の源泉徴収と同じように、事業主が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税(市町民税+県民税)を徴収(給与天引き)し、従業員の住所地の市町へ毎月納入する制度です。

なお、従業員が常時10名未満の事業等等は、市町長の承認を受けて年12回の納期を年2回にする納期の特例制度がありますので、詳しくは各市町へご相談ください。

#### 《お問合せ先》

- ◎ 手続について
 

七尾市税務課	TEL: 0767-53-8412、	羽咋市税務課	TEL: 0767-22-7130、
志賀町税務課	TEL: 0767-32-9142、	宝達志水町税務課	TEL: 0767-29-8150、
中能登町税務課	TEL: 0767-74-2807		
- ◎ 制度について
 

石川県総務部税務課	TEL: 076-225-1271
-----------	-------------------



## 事務局だより

(平成27年4月1日～10月31日)

- 4. 15 県連総務委員会
- 4. 16 全国女性フォーラム福岡大会
- 4. 20 県青連協正副会長・監事会議
- 4. 20 県女連協正副会長・監事会議
- 4. 21 第1回理事会
- 4. 21 福利厚生制度推進連絡協議会
- 4. 22 女性部会役員会
- 4. 22 女性部会第20回通常総会・記念講演会
- 4. 22 青年部会正副部会長会議
- 5. 8 県連正副部会長会議及び理事会
- 5. 27 第3回通常総会・記念講演会
- 5. 27 第2回理事会
- 6. 1 県連第3回通常総会
- 6. 2 金沢法人会女性部会創立20周年記念式典
- 6. 3 青年部会役員会
- 6. 3 青年部会第24回通常総会・記念講演会



- 10. 7 女性部会創立20周年記念講演会
- 10. 7 輪島法人会女性部会との交流会



- 10. 8 法人会全国大会「徳島大会」
- 10. 15 第3回理事会
- 10. 15 福利厚生制度推進連絡協議会



- 6. 5 県連税制委員会
- 6. 8 県青連協第24回定時連絡協議会
- 6. 8 県女連協第15回定時連絡協議会
- 6. 9 女性部会研修視察(9日～10日)
- 6. 11 北法連第36回定時役員総会
- 6. 17 全法連第5回定時評議員会
- 7. 9 県青連協正副・北陸地区青連協連絡会議
- 7. 16 青年部会正副部会長会議
- 7. 29 女性部会正副部会長会議
- 8. 7 税務懇談会
- 8. 11 定例研修会 羽咋会場
- 8. 12 定例研修会 七尾会場
- 8. 20 県連共益事業推進委員会
- 9. 2 県連厚生委員会
- 9. 7 羽咋支部会員増強推進協議会
- 9. 27 青年部会研修視察(27日～28日)

## 新会員紹介

◆(平成26年11月1日～27年10月31日)◆

法人名	代表者氏名
アイザック(株)	泉 和彦
(有)旭ヶ丘マンモス養鶏園	中山 真一
グッドライフ保険センター(株)	山下 修
末吉電業(有)	末吉 大
税理士法人なかむら会計	中村 敏幸
大栄商事(株)	嘉治 純一
(農)千里浜養鶏組合	中山 弘之
(株)富永設備	三輪 孝浩

## 会員募集

法人会では税務研修会、講演会など幅広い活動を通じて、企業の繁栄と社会の健全な発展に貢献しています。

お問い合わせ・連絡先 公益社団法人七尾法人会  
電話 0767-53-6629

ホームページのご案内  
<http://nanao.ishikawa-kenhouren.or.jp/>

《石川県・各市町からのお知らせ》

## 地方税の電子申告(eLTAX)のお知らせ

石川県及び県内19市町では、地方税の申告手続きをインターネットで行うことができます。自宅やオフィスで申告手続きができ、複数の地方公共団体へ作成した申告書を一度に送信することができますので、ぜひご利用ください。

◎利用時間 8:30～24:00(土日祝日、年末年始を除く)

◎対象税目

県 税：法人県民税、法人事業税、地方法人特別税

市町村税：法人市町村民税、個人住民税(給与支払報告書等)、固定資産税(償却資産)等

《電子申告についてのお問合せ先》

一般社団法人 地方税電子化協議会

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

電話 0570-081459、03-5500-7010 [IP電話やPHSなどの場合]

受付時間 9:00～17:00(土日祝日、年末年始を除く)



県税キャラクター  
直之くん

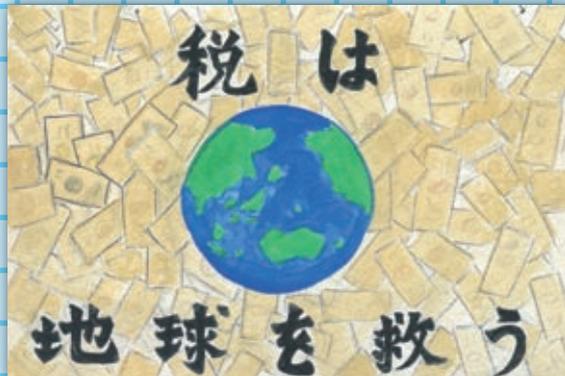
# 税に関する 絵はがきコンクール作品

七尾税務署長賞



天神山小学校6年生 受川 望羽さん

七尾法人会女性部会長賞



天神山小学校6年生 澤田 朋香さん

羽咋郡市  
租税教育推進協議会長賞



西北台小学校6年生 西村 美紗都さん

七尾法人会青年部会長賞



越路小学校6年生 川森 みなみさん

七尾市  
租税教育推進協議会長賞



天神山小学校6年生 澤田 采香さん

中能登町租税教育推進協議会長賞



鳥屋小学校6年生 小塚 さくらさん